

邵建初刻「劉中礼墓誌」の鐫刻実態

The Actual Engraving Conditions of "Epitaph for Liu Zhongli" Engraved by Shao Jianchu

澤田 雅弘

Masahiro Sawada

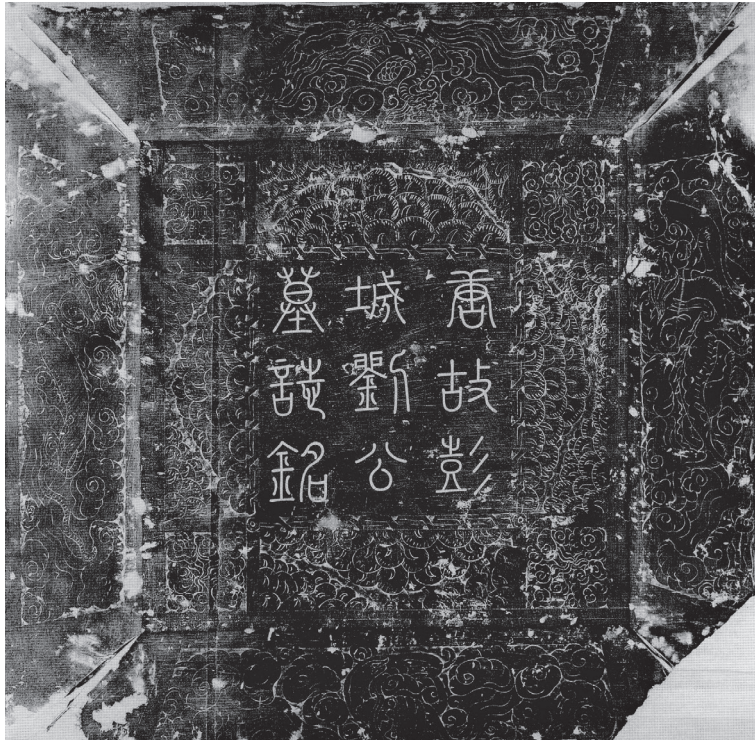
はじめに

晩唐の劉中礼墓誌は、二〇〇二年に西安東郊の史家湾磚廠から出土し、現在は西安碑林博物館に蔵される。墓主の劉中礼は、咸通十三年（八七二）十月五日に歿し、翌十四年十月十五日に万年県に葬られた。影印本に『李寿墓誌・南川県主墓誌・劉中礼墓誌』（西安碑林名碑精粹、上海古籍出版社、二〇一〇）がある¹⁾。

誌蓋は盪頂型で、「唐故彭城劉公墓誌銘」を篆書で三行、行三字に題する。誌石は縦・横各九十一cm（図1）。誌文は四十五行、満行四十五字、誌文の撰者は韋嶠、書者は崔筠、書題に「唐故河東監軍使・銀青光祿大夫・守左監門衛將軍・上柱国・彭城県開国伯・食邑七百戸・賜紫金魚袋 劉公墓誌銘并序」とある。誌文によれば、

劉中礼は左神策軍護軍中尉・沛国公劉弘規の孫で、内侍監をもって致仕した徐国公劉公深の次子である。なお弟（劉公深第五子）の劉遵礼にも墓誌があるが、影印本をみない。劉遵礼墓誌（八六八）の撰者は劉瞻、書者は劉中礼墓誌と同じ崔筠で、書題には「唐故内莊宅使・銀青光祿大夫・行内侍省内侍員外置同正員・上柱国・彭城県開国子・食邑五百戸・賜紫金魚袋・贈左衛門衛大將軍劉公墓誌銘」とある。祖父の神策軍、父の内侍監、弟の内侍、また劉中礼が歴任した掖庭宮博士、内僕令、内坊典、内謁者監、右神策軍副使、内常侍、内侍等も宦官が任命される職であり、誌文にみえる長子劉重諭の内僕局丞、次子劉重楚の掖庭宮博士、第三子劉重暉の内府局令もまた同様で、要するにこの劉氏は宦官を専權した家族である。

さて、劉中礼墓誌の鐫刻者は、末行に「玉冊官邵建初刻」と明記



する。邵建初は、その兄邵建和とともに柳公権書の名碑「玄秘塔碑」（八四一）の末に「刻玉冊官邵建和并弟邵建初鑄」と明記される鑄刻の名工で、劉遵礼墓誌もその鑄刻に係り、劉遵礼墓誌末行には「鑄玉冊官邵建初刻」と明記する。また程章燦『石刻工研究』（上海古籍出版社、二〇〇八）によれば、その所刻にはほかに「般若

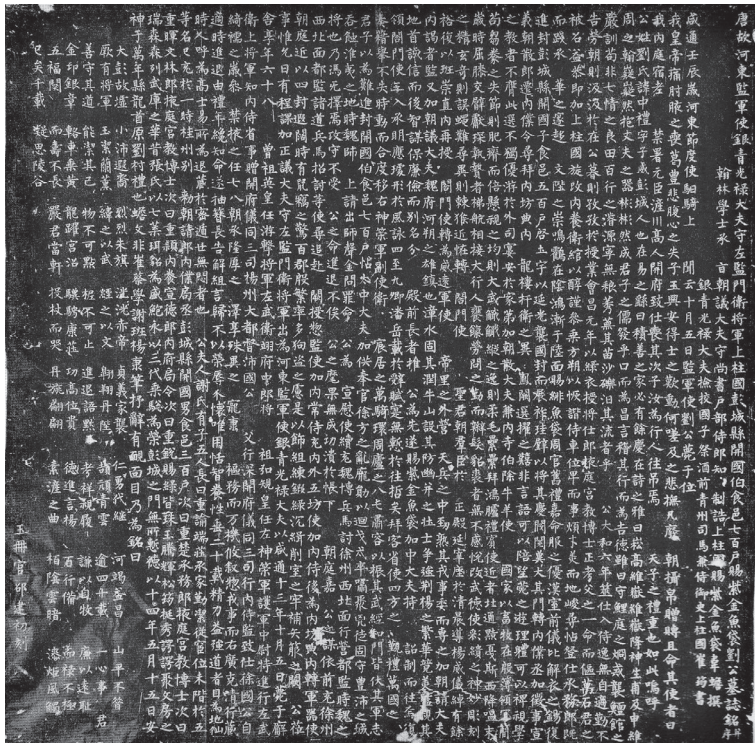


図1 劉中礼墓誌

波羅蜜多心經」（八五五）、「慶王李沂墓誌」（八六〇）、「故德妃王氏墓誌」（八七一）、「馬公度妻王氏墓誌」（八七五）がある。本稿は、旧稿「柳公権「廻元觀鐘樓銘」鑄刻初探—「邵建和刻」の一実相」「柳公権「金剛般若波羅蜜經」の鑄刻実態について」²⁾に次いで、邵建和の弟「邵建初刻」の実相を考察しようとするもので

図2
刻調混在の状態

尋拜内坊典内 龍樓杆衛
獨優游於外司宴安於家第
瘠而倍懸視之均則大武職

㉞

14 I O O O O O I I I I 尋拜内坊典内 龍樓杆衛
15 I I I I O B B B B I I 獨優游於外司宴安於家第
16 S S S S S B B B B I I 瘠而倍懸視之均則大武職

惟允日有程課加正議大夫
享年六十八 曾祖英皇
上將軍知内侍省事贈開府
禰之歲叅 禁掖之任七八
時進退由禮年纔知命遂抽

㉟

29 K K K K K K K K K K K K 惟允日有程課加正議大夫
30 K K K K K K K K K K K K 享年六十八 曾祖英皇
31 C C C C C C B B B B B B 上將軍知内侍省事贈開府
32 B B B B B B B B B B B B 禰之歲叅 禁掖之任七八
33 B B B B B B B B B B B B Q 時進退由禮年纔知命遂抽

儀同三司揚州大都督沛國
朝承隆厚之 澤享殊懷唯
簪長告解組言歸不以榮辱

㊿

31 B B B B B U U U U H H 儀同三司揚州大都督沛國
32 B B B A A Q U U H H 朝承隆厚之 澤享殊懷與之
33 Q B B O O O O U U O H 簪長告解組言歸不以榮辱

等名已充於一時桂州別
重暉文林郎掖庭宮教博士
瑞森森列武庫之華昔張氏
神于萬年縣龍首原劉村禮
大彭故墟 小沛遐裔

㊽

35 C B B B B B B B B O O 等名已充於一時桂州別
36 A O O O O S Z O O O Q 重暉文林郎掖庭宮教博士
37 A A O O O O A O O Q 瑞森森列武庫之華昔張氏
38 A A O O O O U U U W W 神于萬年縣龍首原劉村禮
39 M M C J L L T T 大彭故墟 小沛遐裔

ある。当初は研究対象のひとつに「玄秘塔碑」も想定していたが、刻法の分析に不都合な入墨や洩損などの支障が多いことから、当該墓誌を対象を選んだ。

本稿は、平成三十一年度学術振興会科学研究費助成・基盤研究(C)「北朝隋唐碑における鐫刻実態に関する基礎的研究」(終了年度) 課題番号：17K02333の研究成果の一部である。

(一) 刻者は邵建初一人ではない

結論からいえば、劉中礼墓誌の各字を分析した結果、鐫刻は未行にいう邵建初一人ではなく、複数の刻者が分担したものである。複数の刻者による刻が誌中に混在する状態には、刻者間の境界を瞬時に見極められるところが少なからずある一方で、熟視してもなお見極めがつけづらい部分もある。図2の㊸㊹は、刻者が異なる境界が比較的分かりやすい四箇所を、全搦本に復元して例示したものであり、その傍らには当該範囲に混在する刻調の符号(後述(三)参照)と釈文を掲載した。劉中礼墓誌の鐫刻に関わった刻者数は、後述するように、一定の範囲を分担している主な刻者だけでも十九名を数え、十二字から七字の小範囲にとどまる刻者九名を加えると、その数は二十八名にのぼり、そのうちには明らかに奏刀技術が未熟で鑿の運び(奏刀)がままならないものまで含まれる。

旧稿で再三明らかにしてきたとおり、北魏墓誌には、まったく相容れない別書法が一誌中に複雑に混在することが少なくない^③。その刻出された相容れない書法は、筆画の肥瘦の差、骨力の有無、格調の高下等の範囲にとどまらず、始筆収筆の用筆法、あるいは結構までもが全く相違する事例さえある。それは特定の書法を刻出する刻者が他者の刻法との調和に配慮することなく、書丹されたであろう原稿の筆跡に従属する意識すら持たないかのように、それぞれが手に覚えた刻法を貫いた結果である。隋や初唐の名碑には、まったく相容れない別書法が混在するような極端な事例は少なくなり、混在する諸刻法間にも、ある類似性が認められるものが多くなるように思われるが、それでもなお書法上の決定的な相違を指摘しうるものがある^④。

一般に墓誌の場合は、混在する諸刻法間の書法上の相違の程度が碑に比べて高まる傾向にあるが、劉中礼墓誌の場合は、晩唐にまで時代が下ったこともあってか、鐫刻を分担した刻者がそれぞれ刻出する書法には、練達の程度差による筆画の形状の差や、性分に由来する精粗や風趣に相違があるものの、始筆や収筆における書法上の表現技術が明らかに異なるような著しい相違は影を潜めており、原稿である筆跡の書法に対する各刻者の理解には大差がないかのよう^⑤に思われる。その意味では各刻法間に認められる相違は、刻法の違

は、複数行にわたって特徴的な箇所を十八字内で収集し、十八字に満たない場合はその全字を列挙した。したがって、分担範囲が十八字以上にわたるA～Sの各刻調においては、各刻調の特徴が凝縮して現れる結果となっており、該誌全体を俯瞰した場合には、その特色が図ほどには顕著でない場合がある。また一定の範囲を刻しているA～Sの刻調については、比較的練達であるものを先に未熟であるものを後に列し、T～Xとア～コは所刻字数の多い順、同字数である場合は所刻字の所在行の若い順に列した。サ～チは所刻字数が二字に限られるもの、ツ～ホは一字に限られるものを、それぞれ所刻字の所在行の若い順に列した。これらに列した異なる刻調の総数は五十四にのぼるが、ア～ホのほとんどは鐫刻技能がきわめて未熟なものであるか、その未熟者が一字の一部分だけを刻した他者との混合刻である。その意味では、劉中礼墓誌の主な鐫刻者は、一定の範囲を分担したA～Sの十九名ということができよう。十九である

にしろ五十四であるしろ、これら各図が示す刻調間の差異は、容易に察知できよう。したがって、該誌が一人の手で刻されたものではないことは明らかである。図示した刻調の数は、稿者の観察に係るものであり、場合によっては再分類あるいは統合が必要になるかもしれない。かりに稿者が提示した数に多少の増減があったにしても、列挙した刻調の数に近い刻者が鐫刻を分担したものであることに変

わりはない。そして、図456に列挙した諸刻調の様子と、図3に示した諸刻調の分布すなわち諸刻者の担当範囲の状況とを照合してみれば、劉中礼墓誌の刻には、練達者と未熟者が入り混じった複雑な状態を呈していることが知られる。しかし、こうした複雑な状態は特殊の事例ではなく、稿者がこれまで対象としてきた墓誌や碑にも常々あることである。

以下に、混在する諸刻調の特色について、若干の説明を加えたい。
[A] 諸刻中もつとも巧妙で、その筆画は適勁であり、収筆は比較的險しく、結構も緊密である。

[B] Aに比肩する熟練であるが、Aが刻出する筆画に比べると穏やかで、その分、趣は平和である。

[C] 混在する諸刻中、もつとも欧法的要素が強く勁抜の筆画と緊密の結構を刻出する熟達者であるが、筆画にはAほどの奥行がない。

[D] 混在諸刻中、欧法の要素を多分に有するが、虞法を思わせるところもあり、Cの險しさに比べると趣は穏やかである。

[E] 結構にはABCほどの緊密さがなく、筆画もABCほどの充実がない。FGHNOほどの肉付きもないが、かといって結構・筆画とも緩くもない。諸刻中もつとも平均的な刻調といえる。

[F] 比較的肉豊かな諸刻調(FGHNO)のうちでは、もつとも

E	C	A
<p>金魚袋劉東節 度使駙禁署元 臣瀝壘城訓苟</p>	<p>上柱國衛上將 故厥逾廉以遠 金印行備五福</p>	<p>監門衛百朝議 青光祿朝攝帛 天子厚之已矣</p>
1 4 6 7 9	11 31 39 40 41 42 43	1 2 3 5 6 32 44
F	D	B
<p>神策進行左武 而右廣益強道 者目宦位務郎</p>	<p>百戶賜序并翰林 蟾撰魏博於帳 內外綵行深開</p>	<p>唐故河咸通壬 辰歲司均則謁 往哲開府儀任</p>
30 32 33 34 35	1 2 25 26 27 29 31	1 4 15 16 20 22 31 32

図4 (1) 混在する諸刻調

K	I	G
<p>軍使漳水固中 大近以四封遐 日有程課加正</p>	<p>命服之憂斯西 籛勞問神妙厭 刻閣門為威遠</p>	<p>降神生甫戎襲 鱣館之適勤不 偃萬石登仕承</p>
19 20 28 29	12 16 17 18 19	7 8 9 10 11
L	J	H
<p>小沛玉潔青雲 能素漣之曲栢 陰暗漆炬風觸</p>	<p>供奉授惣五坊 使多狗盜是大 夫皇任銀章陵</p>	<p>北面行營都監 朝廷嘉加內侍 為內削室之牢</p>
39 40 41 43	24 27 28 29 42 44	25 26 27 28

図4(2) 混在する諸刻調

Q	O	M
<p>勅朝請郎丞城 縣開國內府局 令列武庫乘駘</p>	<p>無慙於請洸赤 以綵韞以將寔 次子汝汨其流</p>	<p>翺翺丹陛守其 不可點柅退語 康莊功高位貴</p>
35 36 37	6 9 10 13 22 25 39	40 41 42
R	P	N
<p>智養長曰戶重 銳賜綵為榮彭 城之杼辭有面</p>	<p>道!擇焉攻守不受 封國伯時魏无 道兵馬招討等</p>	<p>六年莖父之一 地峻尋怙兼内 寺伯中勁熟其</p>
33 34 35 36 37 38	24 25 26 27	9 10 11 15 19

図4 (3) 混在する諸刻調

<p style="text-align: center;">W</p> <p>蔡 高 維 雖 曰 守 崔</p>	<p style="text-align: center;">U</p> <p>享 殊 不 以 左 武 州 大 都 督</p>	<p style="text-align: center;">S</p> <p>月 五 日 監 軍 使 義 朝 散 之 教 者 則 肥 瘠 君 子 以</p>
<p style="text-align: center;">7 8 38</p>	<p style="text-align: center;">30 31 32 33</p>	<p style="text-align: center;">4 14 15 16 24</p>
<p style="text-align: center;">X</p>	<p style="text-align: center;">V</p>	<p style="text-align: center;">T</p>
<p>也 彭 宣 德 鮑 永</p>	<p>國 伯 食 邑 柱 國 彭 城 縣 開</p>	<p>之 既 復 宣 學 遐 裔 蘭 薰 其 輅 車</p>
<p style="text-align: center;">35 36 37</p>	<p style="text-align: center;">1</p>	<p style="text-align: center;">10 11 12 13 14 39 40 41 42</p>

図4(4) 混在する諸刻調

腴潤で均質の筆画を刻出する。

〔G〕比較的肉豊かな諸刻のうちでは、筋質を思わせて雄々しいが、筆画にはFほどの安定感がない。

〔H〕比較的肉豊かな諸刻のひとつであるが、Fの腴潤さはなく、

Gほどの筋質も感じさせない。やや骨力に欠けるが、Oほどには軟弱ではない。

ケ	キ	オ	ウ	ア
有 鼠 大	帝 内 庭	大 其 望 苑	班 楊 原 劉 村 禮 學 謝	神 于 萬 重 暉 瑞 森 森 華
28 29	5 6	13 14	38	36 37 38
コ	ク	カ	エ	イ
夫 人 人	河 別 名	者 無 不 感	使 彩 近 者 北 通 武 德	地 乃 馮 為 難 進 淮 夷 之
34	20 21	17	16 17	24 25 26

図4(5) 混在する諸刻調

「I」混在する諸刻法のなかでは比較的穏やかで、もつとも虞法を
思わせるが、総じて筆画は細くやや弱さがある。

「J」欧法の要素が濃厚であることはCに比肩するが、刻出する筆
画はCほど温潤でなく、扁削に陥るところが多い。

〔K〕比較的筋質の筆画を刻出してEに近似するが、Eに比べて秀丽でない。石版の状態の影響も考えられるが、A B C Fに比して鑿の運びに滑らかさを欠く。

〔L〕欧・虞・顔の三法、特に虞・顔の要素に徐浩を加味したかのような筆画を刻出する。諸刻中では比較的厚重の趣を刻出して、薄弱妍麗でない。

〔M〕骨力にやや不足するが、几帳面に鑿を運んで謹飭の趣がある。またDと類似するところがある。

〔N〕HやOと類似するところがあるが、両者よりもいっそう肉付きがある。骨力に不足があるが、Lよりは筆力のある筆画を刻出する。

〔O〕筆画に肥瘦を交えるが、総じて肉豊かでNに類似して骨力に乏しく、Nよりもいっそう柔弱である。

〔P〕HやNと類似するところがあるが、筆鋒がやや覗いてHやNに比して呼吸が短く、やや円満さに不足する。

〔Q〕諸刻法中、比較的虞法を思わせる類のひとつであるが、抑揚に乏しく、また理由はわからないが、結構が右上がり気味である。

V Xと同類と思われるが、V Xよりは技能に勝る。

〔R〕刻出する筆画にはところどころに側鋒が覗いて、幾分の浅薄さがあり、特に始筆取筆部分に筆力を欠く向きがある。

〔S〕EやIに似る要素があるが、Eの筆力がない。またIよりも筆画に肉があるが、Iよりも筆力がなく軟弱である。

〔T〕筆画は軟弱でないが、未熟の感を免れず、刻出する筆画に安定感がない。あるいはTを再分類する要があるかもしれない。

〔U〕FやGに近似するところがあるが、F Gと異なって始筆から取筆までが単一で抑揚に乏しい。また、筆画に厚みがあるが、「武」の三横画、「不」の左払いなどに生硬さが残る。それら生硬の箇所は他者が部分的に介在した混合刻の結果かもしれない。

〔V〕やや抑揚に乏しく秀麗さにも乏しい。風趣はQに通ずるところがあるが、Qとはやや結構が異なる。

〔W〕一定の技能を有して刻出する筆画に安定感があるが、すべての筆画の肥瘦が同じで、また同質である。なお「蔡」には生硬さがあり、同類の別手の可能性、あるいは一部に別手が加わった混合刻の可能性がある。

〔X〕Qと同類で、抑揚に乏しく、また右上がり気味に構えるところも同じであるが、技能は明らかにQよりも劣る。

〔ア〕未熟で、刻出する筆画が生硬であるだけでなく、字形に崩れもある。わずかに欧法を思わせるところがあるのは、未熟ゆえか。

〔イ〕Iと類似するが、Iほどの技量がなく、刻出する筆画はいっそうひ弱である。



ノ	ツ
	
32	6
ハ	テ
	
34	7
ヒ	ト
	
38	9
フ	ナ
	
39	10
へ	ニ
	
45	24
ホ	ヌ
	
45	30
	ネ
	
	31

図6
混在する諸刻調





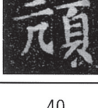

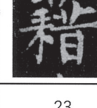
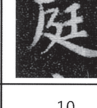

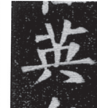

チ	ソ	ス	サ
			
			
40	39	23	10
	タ	セ	シ
			
	39 40	30	10

図5
混在する諸刻調

「ウ」ア以下の未熟者のなかでは、鑿の運びに慣れていないが、筆画は軟弱で結構も不安定であり通俗でもある。
「エ」鑿の運びにたどしさがあがるが、拙劣の割には比較的字形

を崩すにはいたっていない。

「オ」エと同等の未熟さがあるが、担当した字形の筆画が縦横画に偏っているためか、エほどの抑揚がない。

「カ」イに近似するが、刻出する筆画はイよりも筆力がない。ただし結構については丁寧な気遣いがある。

「キ」「帝」の第二画、「内」の左右の縦画、「庭」の壬部末画に拙さがあるのは、石版の問題ではなく、Eの刻と未熟者との混合刻であろう。

「ク」カと同等の未熟者で、横画の始筆の筆抑えをカよりも大きく表現することから、カとは別手とみられる。

「ケ」イ・エ・カと同等の未熟者である。

「コ」キの一部を刻した未熟者を除けば、もつとも初心者であろうと思われる。「夫」の筆画の交叉箇所でも、縦画を分断しながら

繋ぐところも拙い。

〔サ〕「掖」の右旁第一画の点、第二画の横画、「庭」の第一画の点、第二画の横画を未熟者が刻した混合刻である。

〔シ〕「正」の第一画、「考」の第三画の横画を未熟者が刻した混合刻である。

〔ス〕鑿の運びが著しく劣るわけではないが、画と画との有機的関係が欠如して、運動が硬直である。

〔セ〕「英」の全画と「皇」の王の第一画を含む上半の筆画が生硬で、運動も硬い。「皇」は混合刻とみられる。

〔ソ〕「し」と同類で、その未熟者であろう。鑿の運びにたどたどしさがある。

〔タ〕二字中、「竭」の第一～四画は周囲を囲うCの所刻であろう。その四画を除くほかは未熟者の所刻に係る混合刻である。

〔チ〕イと同等の未熟者であるが、比較的細やかな配慮がある。基盤とする刻法はIの類であろう。

〔ツ〕第二・三画の交叉より左側を未熟者が刻した混合刻である。

〔テ〕左偏「金」の末の横画を未熟者が刻した混合刻である。

〔ト〕左偏「禾」の第一・三画を刻したものと、それ以外の画及び右旁全てを刻したものが別手の混合刻で、周囲の状況からみて、前者はG、後者はIの所刻であろう。

〔ナ〕「尹」部の左払いを未熟者が刻した混合刻で、周囲の状況からみて、その他はGの所刻である。

〔ニ〕石版に欠損があるため詳細をえないが、第三画の右払いを除くほかはオ・クなどと同等の未熟者の手になる混合刻であろう。

〔ヌ〕Oに類するが、当該字の周囲にOの所刻がないことからみて、Oとは別手とみられる。

〔ネ〕未熟者との混合刻で、未熟者の所刻は恐らく左偏「扌」の第二画下半と第三画、右旁の横画及び「勿」の第一・三画であろう。

その未熟者は刻調と位置からみて右隣のヌ「軍」の刻者である可能性が高い。その他はBの所刻かもしれない。

〔ノ〕鑿の運びはさほど拙くないが、刻出する筆画は生硬で円潤を欠く。

〔ハ〕「盾」部の第三画以下が未熟者の所刻の混合刻である。未熟者の刻は之繞にも及ぶかもしれない。

〔ヒ〕ケ・チとも近似するが、両者よりも稚拙であり、側鋒露鋒で終始した筆画を刻出してひ弱である。

〔フ〕これも混合刻であろう。「皿」の末画は左・下を分担するCの所刻と思われるが、「益」の第一画から第四画までを除くほかは、すべてCであるかもしれない。

〔ヘ〕中央の二横画は、縦画との交叉での繋ぎが拙く、また中央の

縦画二本の右の一本も他の縦画と異なることから、それらの画は未熟者の手になる混合刻であろう。そのほかはMの所刻とみられる。

〔ホ〕鑿の運びはさほど拙くないが、刻出する筆画に抑揚がなく平板である。

(四) 諸刻調の分類と複合刻について

右に見てきたように刻出する書法の点では、明確な刻法（特定の書法を表現する奏刀）の差異を見出すことができない。しかしながら、例えば、CとFとIとLの刻調が相容れない風趣を醸しだしているように、いくつかの風趣に区分することはできる。いま七字以上を刻しているAとエから、とりわけ未熟なAとエを除いた各刻調について、それらを大分すると、(三)の各刻調の特徴にも言及したように、以下のいくつかの属性に分類することができる。

I類… A B E F G H K N O P R S
II類… C D J T
III類… I M Q X
IV類… L U V W

右のI類は、各刻調間に肥瘦、剛柔、險穩などの相違があるものの、基盤となる書法には一種の属性があり、劉中礼墓誌中にもつと

も広く認められる類である。かりにその属性を唐代楷書石刻の特徴的な六書法（欧法・虞法・褚法・徐法・顔法・柳法）に求めた場合、他の類に比べて、I類には時代が近接する柳公権（七七八～八六五）の書法に通ずる要素がある。II類も同様に他の書法要素も含有し、筆画の骨肉比や温潤の程度に差はあるものの、他に比して欧法の要素が多分に認められる点で一つの属性を有する。III類もII類同様、他の書法要素も含有して、風貌にさまざまな差はあるものの、他に比して虞法を思わせる要素が多分に認められる。IV類はそれぞれ他の類の要素を含有しながらも、なお他類とは異なる風貌を呈している、L・U・V・Wの四者は孤立している。

さて、このように混在する各刻調全般には、底辺にある属性が認められると同時に、IとIII類のように各類にもそれぞれの属性が認められる。このような刻調の混在状態は、該誌を鐫刻したチームの何を伝えているのであろうか。

また、複数の刻者が一字を分担する混合刻は、稿者のこれまでの観察によれば、複数の刻法が混在することと一連の現象で、その事例はしばしば目することがあり、旧稿にこれに触れたことがある。⁵⁾劉中礼墓誌も例外ではなく、すでに(三)で述べたいくつかの刻調中に言及したとおり、混合刻とみられる事例が少なからずある。いま一度その混合刻と考えられる刻あるいはその可能性が考えられる

刻を、刻調符号で示せば、次のとおりである。

U W キ サ セ ツ テ ト ナ ニ ネ ハ フ ヘ

一字の一部にきわめて未熟な刻者がかかわる混合刻が少なからず認められることは、劉中礼墓誌の鐫刻過程で、未熟者に実践を積ませる意図が働いていた可能性が高いことを示していよう。そのような意図を考えると、明らかに稚拙な技能者であってもアゝコ（混合刻キを除く）のように九字から三字を刻していることも理解できる。このような混合刻は、該誌を鐫刻したチームのどのような一面を明しているのだろうか。

おわりに

本稿で明らかになった点を列挙すれば、以下のとおりである。

一 末尾に「玉冊官邵建初刻」と明記されるものの、劉中礼墓誌の鐫刻の実態は複数の刻者が分担したものであり、決して邵建初一人の刻ではない。この実態は、旧稿で明らかにしたとおり、末尾に「華原県常長寿・范素鐫」と明記する歐陽通書「道因法師碑」（六六三）が主な刻者五名他の分担であること、末尾に「邵建和刻」と明記する柳公權書「廻元觀鐘樓銘」（八三六）が主な刻者五名他の分担であること、また末尾に「強演・邵建和刻」と明記する柳公權書「金剛般若波羅蜜經」（八二四）が主な刻者七名他の分担であ

ることと、まったく同様である。このことは、鐫刻者として明記される刻者が当該石刻の鐫刻の実態と一致しないことを伝えている。稿者が明らかにしたのは右のわずかに四例にすぎないので、慎重を期さなければならぬものの、刻者を明記する一定規模の石刻の鐫刻については、この実態を普遍して考えてもよいように思われる。

二 劉中礼墓誌中の鐫刻を分担した刻者の奏刀技術が一定でない実態も、「道因法師碑」「廻元觀鐘樓銘」「金剛般若波羅蜜經」に認められる。このことは、鐫刻技術水準が鐫刻チームへの参画の絶対条件でなかったことを示唆している。加えて、劉中礼墓誌の場合は、極端に未熟な者までもが鐫刻に関与している。稿者のこれまでの観察によれば、極端に未熟な者の参画は墓中に置かれる墓誌により顕著な場合が多いが、未熟者の参画も鐫刻チームへの参画条件の寛容さと一連である。したがって、当該墓誌の鐫刻チームには、鐫刻の実践時に後進育成を図ることを許容する体制であったとみざるをえない。といっても、劉中礼墓誌の鐫刻に携わったチームが、邵建初を看板とする専属者のチームであったか、あるいは邵建初（もしくは別人）が臨時に集めたチームであったかは、なお明らかではない。仮に後者であるとする、後進育成機能は集まった小単位（すなわち統領とその門弟）内にあって、鐫刻チームもこれを容認する体制であったことになる。

三 劉中礼墓誌の鐫刻を分担した主な刻者が刻出する刻調をあえて分類すれば、Ⅰ類十二種、Ⅱ類四種、Ⅲ類四種、その他のⅣ類四種に大別できた。このことは、鐫刻チームには、専属であるか臨時の集結であるかにかかわらず、いくつかの系統が共存する小単位の集合体であったことを示唆している。

劉中礼墓誌に混在する刻調の主流は数のうえではⅠ類の可能性が高く、またⅠ類が刻出する風が当該墓誌の筆者崔筠の書風を伝える可能性が高いと考えるのは穏当であろう。しかし、崔筠の書名は伝わらず、その風を伝える記事もみない。したがって、この可能性はあくまで確率にすぎず、傍証はない。また、当該墓誌の刻者とし明記される邵建初の所刻もⅠ類のうちのいずれかである可能性が高いが、これも現在のところ傍証はない。さらに、邵建初の鐫刻技術がもつとも練達であると仮定すれば、その所刻はAと推定できるが、該誌の刻者として明記される者もつとも練達者であったか否かは不明で、明記される刻者が実際に奏刀したか否かを含めて、いままなおこれを検証することはできない。ただし、劉中礼墓誌と同筆者で、同刻者名を明記する弟劉遵礼の墓誌との照合によつては、これらを解決する糸口になる可能性がある。本稿では当初、劉遵礼墓誌との照合によるこの糸口の発見を期していたが、劉中礼墓誌の刻調の分布の分析に予想外の時間を要したことから、本稿の紙幅の關係

で、初期の目的を達しえなかった。次の課題としたい。

(二〇一九・一〇・一五)

注

1 図1の全搨本の縮印、ついで剪装本を原寸掲載する。ただし剪装本には第八行第二十九字「行」・三十字「而」を欠落する。

2 『大東書道研究』第二五号(二〇一八)、第二六号(二〇一九)掲載

3 『大東書道研究』第七号(一九九九)「北魏墓誌の鐫刻について」、「書法史における刻法・刻派という新たな視座——北魏墓誌を中心に」(『魏晋南北朝史のいま』勉誠出版、二〇一七)参照。個々の北魏墓誌に関する拙稿名は割愛する。

4 旧稿「碑における刻法の混在——寧贇碑・孟法師碑の場合」『書学文化』15(淑徳大学書学文化センター、二〇一四)に明らかにした両碑、とりわけ寧贇碑はその顕著な例である。

5 特に取り上げて論じてはいないが、『大東書道研究』第一五号(二〇〇七)「北朝墓誌の書者と刻者について——元懿墓誌と元詳墓誌——」、同誌第一八号(二〇一〇)「北魏楊鈞墓誌の書法と刻法——特徴ある刻法[001]を中心に——」に、混合刻の所在について言及した。